

☆南薩教育事務所には合理的配慮協力員が配置されています☆

本年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）」が施行され、教育の場においても、合理的配慮の提供が法的義務となりました。当所には、各学校等の依頼を受けて、合理的配慮の提供に係る相談対応や指導助言を行うために、特別支援教育に関する専門性を有する合理的配慮協力員が配置されています。研修会等で出された質問などを基に、合理的配慮に関する情報をまとめてみましたので今後の指導の参考とさせていただきます。

相談や巡回訪問での疑問・質問等から

◎1 「配慮」と「合理的配慮」の違いは何か

学校における合理的配慮とは、障害のある児童生徒が、学校教育を受ける上で生じる障壁をなくすために必要な変更及び調整であり、その実施に当たって過度な負担がない範囲で、特定の場面において個別に必要とされるものです（複数の児童生徒に共通して対応するものは「基礎的環境整備」と言います）。合理的配慮は、学校等が一方向的に提供するものではなく、本人や保護者の意思の尊重が大事であり、学校と本人・保護者が共に考え、合意形成の上で決定するものです。

合意形成までの手順としては、以下のような段階が考えられます。

- ① 本人・保護者からの合理的配慮の提供に関する申出内容の確認をする。
 - ・受容・共感の姿勢で、本人・保護者の不安を受け止め、これまでの苦勞や努力をねぎらう。
- ② 障害の状態や学校生活上の課題の把握をする。
 - ・障害特性や、どのような場面で、どのような困難があるのかを整理する。
- ③ 必要な合理的配慮を考える。
 - ・本人・保護者が必要としている配慮の本質は何かを見極め、学校としてできることを踏まえて、組織としてどのように対応できるか考える。
- ④ 本人・保護者との丁寧な合意形成を行う。
 - ・一緒に考える姿勢を共有し、要望をそのまま実施することが難しい場合でも、代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努める。
- ⑤ 合理的配慮の提供による、改善の様子を確認する。
 - ・必要に応じて、配慮の方法、程度などを柔軟に調整するとともに、合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、進級、進学などの際は、確実な引継ぎをしてください。



◎2 特別な支援や配慮は、特定の児童生徒に対する特別扱いではないか

障害のある児童生徒には、学校生活を送ったり、授業を受けたりする上で特別に必要な配慮があります。学校における合理的配慮は、全ての児童生徒が同じスタートラインに立って学ぶために必要なものであり、障害のある児童生徒の学ぶ権利を保障するものです。「他の子には認めていない」、「前例がない」という理由のみで、提供しないことは避けなければなりません。「その子のもっている力を十分に引き出す」という観点から、必要としている配慮を考えていくことが大切です。その際文部科学省から出されている「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に示されている合理的配慮の具体例等も参考にしてみましょう。

また、差別解消法では共生社会の実現を目指しています。特別扱いと感じさせない学習集団の雰囲気づくりも個別の配慮と同様に大事になると思います。

◎3 特別支援教育コーディネーターとして校内での支援意識を高めたい

【特別支援教育の視点を加えた授業研究】

障害の有無にかかわらず、児童生徒一人一人が学ぶ喜びを実感できる分かりやすい授業づくりは教師の務めです。ユニバーサルデザインを目指す授業研究で支援意識の統合を図りましょう。

例えば、「掲示の工夫」という観点から、 unnecessary 視覚情報を減らすために学習環境を見直すことや、ICTの活用などが考えられます。また、「教師の説明や指示の工夫」という観点から、教師のより分かりやすい伝え方について考えることもできます。その他、「活動の工夫（座学だけではない活動の工夫など）」や「授業の流れの工夫」などの観点が考えられます。詳しくは、県総合教育センター特別支援教育研修課の「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」なども参考にしてください。

上野一彦東京学芸大学名誉教授は「**障害は、理解と支援を必要とする個性である。できないこと、失敗したことを子どものせいにしなくて、私たちの教え方で学べない子には、その子の学び方で教えよう**」と指摘しています。子どもの学び方に学ぶ指導は、どの子も学習意欲を高め確かな学力が身に付く授業づくりに繋がると考えます。

【学年会・教科部会等でのケース会】

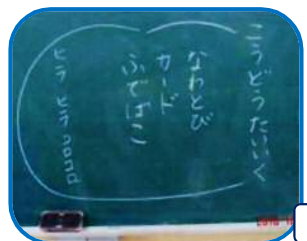
学年会・教科部会等で個々のケースの現状、支援目標、手立て等について検討をすることは、教師の**気づき・多角的に診る力**を高め、教師の意識改革に繋がると考えます。**情報を共有し、個別の教育支援計画、個別の指導計画のPDCA**(計画⇒実施⇒評価⇒改善)を確認する大切な場となります。会議題に位置付けることを意識し、短時間に効率よく進めましょう。



ICT機器の活用



黒板周りはすっきり



視覚的な指示



ヒントカード

◎4 合理的配慮の具体例

「周りの視線や音が気になって集中できない」という申し出への対応例

- パーティションを活用して、席の周りを囲う方法が考えられます。座席の位置なども本人と相談しながら調整してみましょう。音への配慮としては、机やいすの脚の先に緩衝材としてテニスボールなどを取り付ける工夫も考えられます。



パーティションの活用

合理的配慮に関する教育相談や校内研修会等が必要な場合は、各市教育委員会に御連絡ください。なお、喫緊の相談がある場合、下記の連絡先に御連絡ください。

南薩教育事務所指導課【TEL】0993-52-1281 合理的配慮協力員：宮原幹治（担当：黒川）